

9 住民税の計算例

(1) ≪例1≫収入が公的年金のみで、配偶者を扶養している場合

家族構成		控除対象の保険料等の支払額	
本人	65 歳以上	国民健康保険税	140,500 円
	公的年金収入 2,500,000 円	介護保険料	61,000 円
被扶養者	妻(70 歳以上・収入なし)	旧契約の一般生命保険料	90,000 円
		地震保険料	50,000 円

① 公的年金等に係る雑所得を計算します。⇒ $2,500,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} = 1,400,000 \text{ 円}$
(12ページ参照)

② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6ページ参照)

- 所得金額が、919,000 円を超えるため、均等割・森林環境税(国税)の課税が確定

A 市民税 3,000 円 県民税 1,000 円 森林環境税(国税)1,000 円

- 所得金額が、1,120,000円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

③ 所得控除額を計算します。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除(国保分+介護分)	<u>201,500 円</u>
生命保険料控除	<u>35,000 円</u>
地震保険料控除	<u>25,000 円</u>
配偶者控除(70 歳以上の金額)	<u>380,000 円</u>
基礎控除	<u>430,000 円</u>



全ての所得控除額(下線部)を合計し算出 ⇒ **1,071,500 円**

④ 課税所得金額を計算します。①－③＝ **328,000 円**(千円未満切捨て)(8 ページ参照)

⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%(市民税 6%+県民税 4%)(8 ページ参照)

B 市民税 19,680 円 県民税 13,120 円

⑥ 税額控除額を計算します。(24～29 ページ参照)

- 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円以下(328,000 円)

次のうちいずれか少ない額の 5%(市民税 3%・県民税 2%の配分)

i 50,000円(基礎控除)+基礎控除以外の人的控除額の差(配偶者控除[70 歳以上]の差額 100,000円)=150,000 円

ii 合計課税所得金額(328,000 円)

i を適用するため、調整控除額は $150,000 \text{ 円} \times 3\% = 4,500 \text{ 円}$ (市民税)

$150,000 \text{ 円} \times 2\% = 3,000 \text{ 円}$ (県民税)

そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計額は、**C 市民税 4,500 円 県民税 3,000 円**

A+B-Cで計算した結果、住民税額が算出されます。(8 ページ参照)

市民税(年額)	18,100 円	(100円未満切捨て)
県民税(年額)	11,100 円	(100円未満切捨て)
森林環境税(国税)(年額)	1,000 円	
合計(年額)	30,200 円	

(2) ≪例2≫収入が給与のみで、扶養内の収入の妻および子がいる場合

家族構成		控除対象の保険料等の支払額	
本人	(年齢は関係なし)	社会保険料	500,500 円
	給与収入 6,000,000円	旧契約の一般生命保険料	40,000 円
被扶養者	妻(70 歳未満)	新契約の一般生命保険料	20,000 円
	給与収入 1,000,000円	新契約の個人年金保険料	50,000 円
	長女 高校生 17 歳	介護医療保険料	30,000 円
	長男 中学生 14 歳		

① 給与所得を計算します。⇒ $6,000,000 \text{ 円} \div 4 \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = 4,360,000 \text{ 円}$
(11 ページ参照)

② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6 ページ参照)

- ・ 所得金額が、1,549,000 円を超えるため、均等割・森林環境税(国税)の課税が確定

A 市民税 3,000 円 県民税 1,000 円 森林環境税(国税)1,000 円

- ・ 所得金額が、1,820,000円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

③ 所得控除額を計算します。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除	500,500 円	
生命保険料控除(一般分)	28,000 円	生命保険料控除合計額は 75,500 円 適用限度額は 70,000 円の ため、適用額は 70,000 円
生命保険料控除(個人年金分)	26,500 円	
生命保険料控除(介護医療分)	21,000 円	
配偶者控除(70 歳未満の金額)	330,000 円	
扶養控除(長女分のみ該当)	330,000 円	
基礎控除	430,000 円	

全ての所得控除額(下線部)を合計し算出 ⇒ **1,660,500 円**

④ 課税所得金額を計算します。①－③＝ **2,699,000 円**(千円未満切捨て)(8 ページ参照)

⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%(市民税 6%+県民税 4%)(8 ページ参照)

B 市民税 161,940 円 県民税 107,960 円

⑥ 税額控除額を計算します。(24～29 ページ参照)

- ・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円超(2,699,000 円)

{50,000円(基礎控除)+100,000円(配偶者控除と扶養控除の差額の合計)－(2,699,000 円－2,000,000円)}×5%

⇒{ }内がマイナスのため、控除下限額を採用→市民税 1,500 円+県民税 1,000 円

そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計額は、**C 市民税 1,500 円 県民税 1,000 円**

A+B-Cで計算した結果、住民税額が算出されます。(8 ページ参照)

市民税(年額)	163,400 円	(100円未満切捨て)
県民税(年額)	107,900 円	(100円未満切捨て)
森林環境税(国税)(年額)	1,000 円	
合計(年額)	272,300 円	



(3) ≪例3≫パートで働いている場合(扶養なし)

家族構成		控除対象の保険料等の支払額
本人	給与収入 1,300,000円	なし
被扶養者	なし	

① 給与所得を計算します。⇒ 1,300,000円－650,000円＝**650,000円**(11ページ参照)

② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6ページ参照)

- ・ 所得金額が、415,000円を超えるため、均等割・森林環境税(国税)の課税が確定

A 市民税 3,000円 県民税 1,000円 森林環境税(国税) 1,000円

- ・ 所得金額が、450,000円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

③ 所得控除額を計算します。(15～21ページ参照)

基礎控除 **430,000円**

④ 課税所得金額を計算します。 ①－③＝ **220,000円**(8ページ参照)

⑤ 算出所得割額を計算します。 ④×10%(市民税 6%＋県民税 4%)(8ページ参照)

B 市民税 13,200円 県民税 8,800円

⑥ 税額控除額を計算します。(24～29ページ参照)

- ・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円以下(220,000円)

次のうちいずれか少ない額の 5%(市民税 3%・県民税 2%の配分)

i 50,000円(基礎控除)＋基礎控除以外の人的控除額の差(0円)＝50,000円

ii 合計課税所得金額(220,000円)

i を適用するため、調整控除額は 50,000円×3%＝1,500円(市民税)

50,000円×2%＝1,000円(県民税)

そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計額は、

C 市民税 1,500円 県民税 1,000円

A＋B－Cで計算した結果、住民税額が算出されます。(8ページ参照)

市民税(年額)	14,700円	(100円未満切捨て)
県民税(年額)	8,800円	(100円未満切捨て)
森林環境税(国税)(年額)	1,000円	
合計(年額)	24,500円	

